

事務連絡
平成26年6月30日

関係地方公共団体
防災集団移転促進事業担当部長 殿

国土交通省都市局都市安全課長

防災集団移転促進事業により造成した住宅団地において
やむを得ず生じた空き区画の処分等について

標記に係る東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成24年1月16日付け国官会第2412号。以下「要綱」という。）に定める国庫納付等の取り扱いについて、下記のとおり通知します。

なお、貴職におかれては、貴管下の関係市町村に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 防災集団移転促進事業により造成した住宅団地において、やむを得ず生じた空き区画の処分について

防災集団移転促進事業により住宅団地の用地の取得及び造成を行う際には、その規模が適切なものとなるよう、住宅団地に移転を希望する者（以下「移転者」という。）の意向を十分確認し実施することが不可欠です。一方、移転者の意向を十分確認し適切な規模で住宅団地の造成を行った場合であっても、移転者の意向の変化により住宅団地においてやむを得ず空き区画が生じてしまうおそれがあります。

住宅団地に空き区画が生じる場合、他の用途への使用に関して国庫返納の問題があるところですが、当該空き区画が生じることがやむを得ない事由によるものであるとする以下のア及びイに該当し、かつ、当該空き区画の活用が被災地の復興に資するものであると認められる場合は、当該空き区画について、要綱附属第I編第17条及び附属第III編第23条の規定に基づく財産処分（以下「財産処分」という。）を行うことが可能です。

ア 住宅団地の用地の取得及び造成工事の着手時等において、移転者の意向を十分確認し、適切な規模で事業が実施されていること

イ 移転者の意向の変化により空き区画が生じるおそれが生じた場合、防災集団移転促進事業により住宅団地への移転が可能な移転者の再募集を行うなど、住宅団地を防災集団移転促進事業として最大限活用するための措置が講じられていること

なお、上記の財産処分は、やむを得ず空き区画が生じてしまう場合の措置であることに十分留意し、事業の実施にあたっては空き区画が生じないよう遺漏なき対応に努めるとともに、移転者の意向の変化により空き区画が生じるおそれがある場合は、速やかに当課にご相談いただきますようお願いいたします。

2. 移転促進区域において取得した土地の処分について

防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地については、その土地に災害防止上不適切な建築物が建築されないよう当該移転促進区域を災害危険区域に指定した上で、財産処分の手続きにより譲渡、交換を行うことは可能ですが、当該土地の活用が被災地の復興に資するものとなるよう留意願います。